

要検討項目への追加候補 3 物質の検討結果（資料 1 4. (3)「③要検討項目への追加の検討」のまとめ）

基礎情報番号	物質名	仮評価値 [mg/L] (①)	水質 調査結果（淡水域）				最大値／仮評価値 (②／①)	(参考) 濃度／仮評価値が 10%超となった全地点数	浄水処理対応困難物質	
			調査年度	調査種類 ※	検出頻度	最大値 [mg/L] (②)			該当／非該当	生成するホルムアルデヒドが水質基準値 (0.08mg/L) 相当となる当該物質の濃度 (試算値) [mg/L]
051	チオ尿素	0.3125	2013	黒本	2/14	0.31	99%	1	—	—
119	ヘキサメチレントラミン	6.75	2012	水質	6/46	2.4	36%	1	該当 (塩素消毒によりホルムアルデヒドを生成)	0.09
			2013	水質	4/47	0.065	1%	0		
127	トリメチルアミン	0.1	2012	黒本	4/17	0.017	17%	1	該当 (塩素消毒によりホルムアルデヒドを生成)	0.1
			2012	水質	5/46	0.0097	9.7%	0		

※黒本：化学物質環境実態調査 水質：要調査項目等存在状況調査

下へ続く

化管法（PRTR 法）	検出状況／水道の原水の取水状況
第一種指定化学物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2018 年度における全国の事業所から公共用水域へ排出量は、A 事業所（福島県）と B 事業所（宮崎県）のみでほぼ全てを占め、水質の調査が行われた 2013 年度まで遡っても同じ傾向</li> <li>・ 検出された 2 地点の上流に A 事業所と B 事業所が立地しているが、2 地点それぞれから A 事業所と B 事業所までの間で取水なし</li> </ul>
第一種指定化学物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮評価値の 10% を超えた地点の上流に D 事業所（愛知県）が立地しているが、D 事業所から下流では取水なし</li> <li>・ D 事業所から公共用水域への排出は 2017 年度まで（2018 年度は排出なし）</li> <li>・ 塩素消毒により生成するホルムアルデヒドの濃度を基準値以下とするためのヘキサメチレントラミン濃度の試算値（0.09mg/L）は仮評価値（6.75mg/L）よりも小さいが、水道水源となっている調査地点の中でこの試算値を超えた地点はなし</li> </ul>
— (第一種指定化学物質に指定される見込み)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮評価値の 10% を超えた地点（1 地点、宮崎県）の上下流で取水なし</li> <li>・ 塩素消毒により生成するホルムアルデヒドの濃度を基準値以下とするためのトリメチルアミン濃度の試算値（0.1mg/L）は仮評価値（0.1mg/L）と同程度であり、試算値を超えた調査地点はなし</li> <li>・ 排出元となり得る事業場周辺等を対象に、別途、2017 年度に行われた全国 47 地点の調査においても、最大値は 0.00094mg/L であり、試算値を大きく下回っている。</li> </ul>

表の続き

**（結論）要検討項目への追加は行わず、今後、必要に応じて検出状況に関する情報収集や、化管法の届出情報等の活用により事業所からの排出状況について確認等を行っていくこととする。**